

## 固定資産税・都市計画税納税通知書用窓空き封筒の寄付業務の取扱いに関する要綱

令和8年6月17日 行財政局局長（税務担当）決定

### 1 目的

この要綱は、令和9年度以降の当初課税時に固定資産税・都市計画税納税通知書を封入する窓空き封筒（以下「窓空き封筒」という。）について、寄付の申し出があった場合の作成及び受領等に関し必要事項を定め、適切な管理を行うことにより市民サービスの向上と経費節減を図ることを目的とする。

### 2 申し出

寄付申出者からの寄付の申し出は文書によるものとし、本要綱に従って、神戸市及び当該申出者の双方が合意した場合に限り、神戸市は当該申し出を受けるものとする。

なお、寄付申出者は、広告の掲載有無を問わず、当該寄付業務を履行することとし、その窓口を行財政局税務部固定資産税土地課とする。

### 3 種類、寄付数量、納品先、及び時期

(1) 窓空き封筒の作成数は以下のとおりとする。

① 機械封入用（長3サイズ）

神戸市内9区分と償却資産分、それぞれに対し郵便区内特別用、料金後納用を作成する。

② あふれ分課税明細別送用（角2サイズ）

神戸市内9区分を料金後納用のみ作成する。

(2) 寄付数量は昨年度作成実績数＋1％と固定資産税課保管分を合計したもののにより算出した別添「窓空き封筒作成仕様書（機械封入用）」と「窓空き封筒作成仕様書（別送用）」に記載のとおりとする。

(3) 納品先は、業務所管課及び納税通知書封入封緘委託業者とし、納品は寄付申出者が直接行うものとする。

(4) 寄付の時期は、年度毎に2月末までとし、具体的な寄付日は別途協議する。

(5) 寄付の申し出により納品する封筒の有効期間は1年間とする。

### 4 募集期間

令和8年6月22日(月)から同年7月31日(金)まで

## 5 有効期間

確認書締結日の翌日から令和11年3月31日まで

## 6 応募書類及び応募方法

申込書（様式1）、提案書（様式2）、封筒見本（5部・種類の異なるもの）を募集期間内に上記の書類を応募先まで持参または郵送

※郵送の場合は令和8年7月31日（金）17時必着

## 7 申出者の選定

(1) 申出者の選定については、寄付内容、条件、他自治体での実績等を考慮し、次項に定める「固定資産税・都市計画税納税通知書用窓空き封筒作成審査委員会」（以下「審査会」という。）での審査により選定する。

(2) 審査は、次に示す観点から実施する。また、本市より応募者に対し提案書の内容について質問を行う場合がある。

事業概要	提案者は神戸市内に事業所（支店・本店を含む）を有する業者か。 （市内本社は10、市内支店は5、市外は0）	10点
	本業務に類似した実施実績があるか。	10点
事業PR	業務目的をよく理解しており、提案内容が具体的に示されているか。	10点
	事業者として社会貢献活動しているか。	5点
封筒の納入方法・納入時期等スケジュール	封筒の納入方法が具体的に示されているか。	10点
	業務スケジュールは明確かつ無理のないものか。	10点
自社の広告掲載基準	自社の広告掲載基準を持っているか。	10点
広告掲載事業者の募集方法・事業者の選定方法	神戸市内の事業者から優先的に募集を行うことが明記されているか。	15点
	募集主体が神戸市ではないことを明らかにしたうえで、募集を行うことが明記されているか。	5点
	提案者側で広告内容に関する審査を行うことが明記されているか。	5点
広告内容等に関する苦情等問題発生時の対応方法	広告内容等に関する苦情等問題発生時の対応窓口が提案者であることが明記されているか。	10点
合計		100点

- (3) なお、審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「広告掲載事業者の募集方法・事業者の選定方法」の得点が高い事業者を選定する。また、評価点が60点未満の事業者は選定しない。
- (4) 選定結果は速やかに全ての参加者に通知し、本市ホームページで公表する。

なお、選考結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 8 審査会

窓空き封筒の申出者を選定するため、審査会を設置する。

- (1) 審査会は次に掲げる事項を審査する。
  - ① 申出者の選定に関する事
  - ② ①に掲げる場合のほか、委員長が必要と認める事項
- (2) 審査会の委員は、行財政局局長（税務担当）、同局税務部部長（固定資産税担当）、同部固定資産税土地課長、税制企画課長、及び市民税企画課長とする。
- (3) 審査会の委員長は、行財政局局長（税務担当）をもって充てる。
- (4) 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。
- (5) 前号の規定に関わらず、委員長は、特に必要と認める場合に限り、書面による審議をもって、審査会を開催したものとみなすことができる。
- (6) 前2号に係る審査会の議事は、出席委員全員の承認をもって決するものとする。ただし、委員会は委員の50%以上の出席をもって成立するものとする。
- (7) 審査会の委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- (8) 審査会の庶務は、行財政局税務部固定資産税土地課において行う。

## 9 封筒の仕様

別添「窓空き封筒作成仕様書（機械封入用）」と「窓空き封筒作成仕様書（別送用）」を参照することとする。

## 10 記載内容

- (1) 寄付申出者の記載部分は、封筒の裏面積の65%程度とし、その他神戸市が指定する事項がある場合は協議のうえ、記載する。寄付申出者の記載内容は、下記11に定める事項を遵守したものとし、封筒作成前に神戸市と協議し了解を得るものとする。

(2) 神戸市は、記載内容確認のために2回以上の校正を行うものとする。

#### 11 寄付申出者の記載部分

(1) 寄付申出者の記載部分に寄付申出者が広告主を募る場合は、神戸市が寄付協賛をしているような誤解を招くような行為がないものとし、神戸市の産業振興に寄与する広告主を優先するものとする。なお、寄付申出者が広告主を決定する場合は、神戸市に対して広告主代表者、所在地、連絡先を報告するものとする。また、神戸市が寄付申出者に対し広告主の選定理由を照会した場合、寄付申出者は具体的かつ明確に選定理由を説明することとする。

(2) 寄付申出者は、広告部分製作に当たり、神戸市『広報紙KOBÉ』広告掲載取扱要綱に準じ、かつ、次の各号のいずれかに該当する広告内容は取扱わないものとする。

- ① 広告内容から逸脱し、いたずらに享樂的な面を強調するもの
  - ② 風紀上好ましくない表現のあるもの、風紀上好ましくない施設の営業広告、従業員募集広告及び風俗営業、風俗関連営業の広告
  - ③ 求縁、交際などを目的としたもので、封筒利用者に迷惑をかけるおそれのあるもの
  - ④ 脅迫・暴力・その他犯罪行為を示唆又は誘発するおそれのあるもの
  - ⑤ 広告の目的が詐欺的なもの又は正当な取引とは認められないもの
  - ⑥ 自己の優位性を強調したり引き合いにしたもの
  - ⑦ 封筒利用者が誤認するような紛らわしいもの
  - ⑧ 他人の名誉や人権を傷つけ、あるいは不快な印象を与えるおそれのあるもの
  - ⑨ 表現が虚偽又は誇大で事実と異なるもの
  - ⑩ 内容が封筒使用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの
  - ⑪ 特定の個人の名前を宣伝するおそれのあるもの
  - ⑫ 政治・経済・外交・社会問題等の主義主張を述べるもの
  - ⑬ 特定の宗教のもの
  - ⑭ 法令等の規定に違反するもの
  - ⑮ 本市行政の信用や執行に支障をきたすもの
  - ⑯ その他審査会が適当でないと認めるもの
- (3) 寄付申出者は、次の各号のいずれかに該当する広告主のものは扱わないものとする。
- ① 政治団体
  - ② 宗教団体

- ③ 消費者金融など貸金業を営む法人、個人
- ④ 暴力団等の非合法組織若しくは関連企業、又は前身が非合法組織であった企業、及び当該組織・企業に係る個人
- ⑤ その他審査会が適当でないと認めるもの

## 12 苦情処理

寄付申出者は、封筒の内容に関する苦情等について一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決にあたるものとし、対応結果について神戸市に報告することとする。

## 13 通知、回収及び代替措置

寄付申出者は、広告主の営業停止、事件・事故等の問題が生じた場合は、速やかに神戸市に通知をするとともに、当該広告主の掲載された封筒の残りの全数を回収のうえ、代替の封筒を神戸市に提供するものとし、数量、納期については、別途協議するものとする。

## 14 封筒の仕様変更

寄付申出者が封筒の仕様を変更する場合は、変更の3か月前までに変更事項を神戸市に通知し、神戸市の指示に従うものとする。

## 15 利用の中止

神戸市が封筒の利用について適当でないと認めたときは、当該封筒の利用を取り止めるものとする。なお、当該封筒の利用を取り止めた場合は、寄付申出者は封筒の残りの全数を回収するものとする。

## 16 封筒寄付不可の場合の申し出期限について

寄付封筒について何らかの事由により寄付が不可能となる場合は、次の期日までに神戸市へ申し出ること。

なお、令和9年度分の窓空き封筒寄付は、確認書の締結をもってその後の寄付不可能の申し出は認めないものとする。

- ・令和10年度分の窓空き封筒の寄付が不可能となった場合、令和9年2月末
- ・令和11年度分の窓空き封筒の寄付が不可能となった場合、令和10年2月末

## 17 応募・問い合わせ先

〒653-8762

神戸市長田区二葉町5丁目1-32 新長田合同庁舎4階

神戸市行財政局税務部固定資産税土地課 坂倉・喜福

TEL:078-647-9450、FAX:078-647-9459

附 則

この要綱は、令和8年6月17日から施行する。

別添資料

窓空き封筒作成仕様書 (機械封入用)

1. 原稿、形状、数量、納期、納品先、仕上げ

種別	納期	数量 (枚)	内訳数	仕上げ
機械封入用	固定資産税第1期用 2月末までとし、具体的な寄付日は別途協議	広告付き 615,000 白紙 2,000	内訳表のとおり	水のり ほか 原稿のとおり

2. 紙質、インク、箱詰、封入機の種類、テスト納品 他

機 械 封 入 用	
紙 質	① 晒クラフト 70g または同程度以上の紙厚のもの (インサータ専用) ② JIS P8138 試験による窓の不透明度は 20%以下 ③ 窓加工部分も含めてリサイクル可能であること
インク	水に濡れてもにじまないものを使用すること。
箱 詰	① 封筒を長辺で立てて面方向に並べること。重力方向に重ねないこと。 1,000 枚単位で箱詰し、端数分は仕切り等で種類別にまとめること。 その他指定のとおり。 ② 詰める方向は同一であること。 ③ 封筒どうしが付着しないように注意すること。
封入機の種類	インセルコメールインサーター11004 と同等機種。 上記機種で、6,000 枚/時間以上の速さで封入できるものであること。
原稿	封筒は原稿見本のサイズレイアウトを基本とし、原稿交付日に原稿 (紙) を提供する。校正は 2 回以上行う。
原稿交付日	別途協議の上決定する。
テスト納品	確認書締結後速やかに業務所管課と日程調整のうえ白紙の封筒 2,000 枚を納入すること。テストに要する費用は確認書締結業者が負担すること。
その他	封筒裏面については、要求課指定の文言等の印字による透過防止加工を施すこと。
納品先	① 各種 (各区分区内特別、料金後納の計 18 種類) 100 枚ずつ及びテスト納品分 (白紙封筒 2,000 枚) を神戸市行財政局税務部固定資産税土地課 (新長田合同庁舎 4 F) へ納品 ② 残数は木製パレット使用の上、西宮市山口町阪神流通センター 1 丁目 20 番地 塚田印刷株式会社西宮北工場

窓空き封筒作成仕様書 (別送用)

1. 原稿、形状、数量、納期、納品先、仕上げ

種 別	納 期	数 量 (枚)	内訳数	仕上げ
課税明細書別送用	2月末までとし、具体的な寄付日は別途協議	430	内訳表のとおり	水のり ほか 原稿のとおり

2. 紙質、インク、箱詰、封入機の種類、テスト納品 他

紙 質	①晒クラフト 70g または同程度以上の紙厚のもの (インサータ専用) ②JIS P8138 試験による窓の不透明度は 20%以下 ③窓加工部分も含めてリサイクル可能であること
イ ン ク	水に濡れてもにじまないものを使用すること。
箱 詰	①区ごとに帯封。 ②詰める方向は同一であること。 ③封筒どうしが付着しないように注意すること。
原稿	封筒は原稿見本のサイズレイアウトを基本とし、原稿交付日に原稿 (紙) を提供する。校正は 2 回以上行う。
原稿交付日	別途協議の上決定する。
そ の 他	封筒裏面については、要求課指定の文言等の印字による透過防止加工を施すこと。
納 品 先	木製パレット使用の上、西宮市山口町阪神流通センター 1 丁目 20 番地 塚田印刷株式会社西宮北工場

令和9年度用 窓空き封筒（1期用）

封筒種類			内訳数
区	記載する文字	郵便種別	
東灘	東灘区分	区内特別	66,000
		料金後納	13,000
		計	79,000
灘	灘区分	区内特別	39,500
		料金後納	10,500
		計	50,000
中央	中央区分	区内特別	37,500
		料金後納	25,000
		計	62,500
兵庫	兵庫区分	区内特別	28,500
		料金後納	16,500
		計	45,000
長田	長田区分	区内特別	29,000
		料金後納	11,000
		計	40,000
須磨	須磨区分	区内特別	52,000
		料金後納	10,000
		計	62,000
垂水	垂水区分	区内特別	68,500
		料金後納	12,000
		計	80,500
北	北区分	区内特別	72,500
		料金後納	14,000
		計	86,500
西	西区分	区内特別	81,000
		料金後納	8,500
		計	89,500
償却		区内特別	0
		料金後納	20,000
		計	20,000
作成合計		区内特別	474,500
		料金後納	140,500
		計	615,000

令和9年度用 窓空き封筒（別送用）

封筒種類			内訳数
区	記載する文字	郵便種別	
東灘	東灘区分	区内特別	
		料金後納	40
		計	40
灘	灘区分	区内特別	
		料金後納	30
		計	30
中央	中央区分	区内特別	
		料金後納	60
		計	60
兵庫	兵庫区分	区内特別	
		料金後納	40
		計	40
長田	長田区分	区内特別	
		料金後納	30
		計	30
須磨	須磨区分	区内特別	
		料金後納	40
		計	40
垂水	垂水区分	区内特別	
		料金後納	40
		計	40
北	北区分	区内特別	
		料金後納	90
		計	90
西	西区分	区内特別	
		料金後納	60
		計	60
		区内特別	
		料金後納	
		計	0
作成合計		区内特別	0
		料金後納	430
		計	430